垂直積雪量	最終更新日　令和５年３月３日
	令第86条第３項 高知市建築基準法施行細則第14条の５

垂直積雪量の取扱い

高知市建築基準法施行細則第14条の５

政令第86条第３項の規定による市長が定める垂直積雪量は，別表第４の左欄に掲げる区域について同表の右欄に掲げる式によって計算した数値とする。

ただし，地形の状況その他特別の理由により当該式によることが適当でないと市長が認めるときは，この限りでない。

別表第４

区域	式
高知市全域	d＝d0＋(h－h0)×0.0004

備考　この表において，d，d0，h，h0は，それぞれ次の数値を表すものとする。
d 垂直積雪量(単位：メートル)
d0 0.2(土佐山地区における基準垂直積雪量(単位：メートル)をいう。)
0.1(土佐山地区及び春野地区以外の区域における基準垂直積雪量(単位：メートル)をいう。)
0.0(春野地区における基準垂直積雪量(単位：メートル)をいう。)
h 当該建設予定地の標高(単位：メートル)
h0 143.0(土佐山地区の基準標高(単位：メートル)をいう。)
41.3(鏡地区の基準標高(単位：メートル)をいう。)
4.5(春野地区の基準標高(単位：メートル)をいう。)
2.5(土佐山地区，鏡地区及び春野地区以外の区域の基準標高(単位：メートル)をいう。)

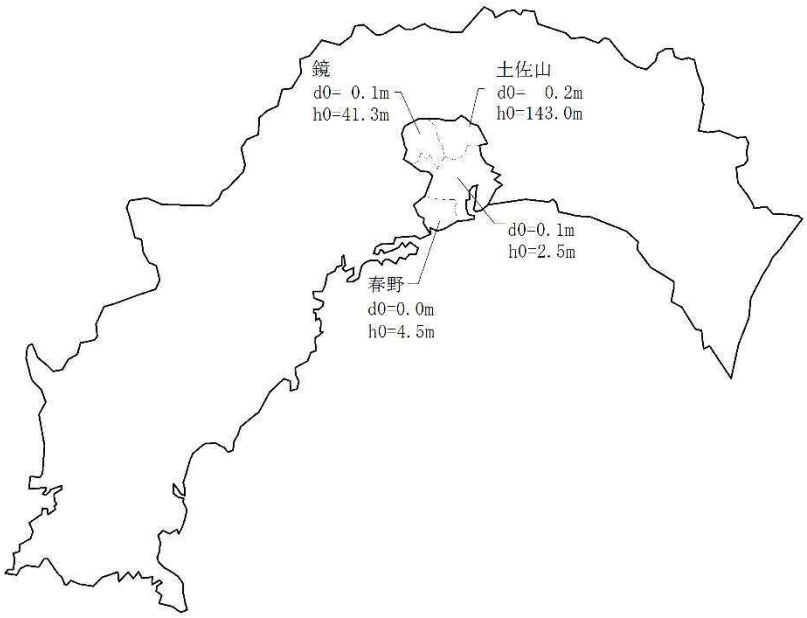

参　考	